

# 国家戦略特区における新たな措置に係る提案募集

① 提案者の氏名または団体名

テンプル大学ジャパンキャンパス

② 提案名

建築基準法規制緩和による、海外大学の学校法人設立推進

③ 事業の実施場所

現在指定されている国家戦略特区（6区域）内

④ 具体的な事業の実施場所

東京都港区南麻布2-8-12

⑤ 具体的な事業の実施内容

アメリカの大学として初めて日本の学校法人を設立して4年制大学を運営し、国際社会で対等に競争のできる日本の若者を輩出するとともに、外国人学生を呼び込むことで、日本の経済及び社会の活性化を目指す。さらには、東京の外国人定住者の子弟の教育を担う。

テンプル大学ジャパンキャンパス（TUJ）は、アメリカの大学の日本校として30年以上の歴史を持ち、日本の高等教育の国際化に貢献してきたが、法的立場は有限会社であるため、税金優遇措置が受けられないことをはじめ、国の競争的資金への応募資格が無い、国の助成金が受けられないなど、日本の私立大学校法人と比較すると様々な面で不利な状況に置かれてきた。この状況を改善するためにこれまでも様々な取組みを行ってきたが、現在は文部科学省からの支援により、2014年10月学校法人設立申請、2016年4月学校法人設立を目指している。日本の学校法人となれば、国の競争的資金への応募資格をはじめ、私学助成金の受給が可能となり、今後継続的な運営が可能となる。経済的基盤を安定させ、他の日本の大学と対等な立場で競争し、現在国が積極的に推し進めている「グローバル人材」の輩出に更に貢献ができる。さらには、TUJの学校法人申請が成功すれば、海外大学の日本進出を促進する前例に大いになりうる。

⑥ ⑤の事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等

建築基準法28条、建築基準法施行令第19条第3項、建築基準法施行令第20条第2項、建築基準法施行令第85条、建築基準法施行令第114条台2項など。

⑦ ⑤の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容

※ ⑥による現行の規制が具体的にどのように障害となっているか記述してください。

学校法人設立に当たり、現在最も障害となっているのが、施設の問題である。文部科学省は、以前は学校法人設立の際に校地・校舎を自己所有していることを条件としていたが、現在では、借用でも一定の期間などの条件を満たせば可能となっている。

しかしながら、大学を含め学校は、建築基準法上の「特殊建築物」にあたり、通常のオフィスビルにはない、更に厳しい規制がかけられている。TUJは創立以来借用の施設で運営をしており、現在の所在地に移って18年、施設は事務用途（オフィスビル）を使っている。現在の施設は、オフィスビルとしては建築基準法やその他の法令の条件をもちろん満たしており、安全性にも問題がない。

しかし、学校法人になると、学校という特殊建築物として更に厳しい規制がかかり、現在のオフィスビルでは、基準を満たさないことになる。一例を挙げれば、教室の彩光有効面積が居室床面積の1/10以上必要である、教室間相互を区画する壁、教室と避難経路（廊下・階段等）を区画する壁は耐火構造とする、などの基準がある。都心にあるため、教室に窓がある場合でも実際は近隣住民からの苦情などにより、ブラインドを閉め、部屋の電気をつけての授業を行っている場合も多く、大きな窓を設置することによる彩光という建築基準法の本来の目的は窓をつけたとしても達成できない。また、防火構造については、オフィスビルの場合は現在の不燃性スチールパテーションで基準に合致するが、防火構造にする場合には天井裏まで貫通する間仕切り壁にしなくてはならず、工事には数億円の費用が見込まれる。

文部科学省が借用校地・校舎でも学校法人の申請を可能にしたものの、借用の場合、元々の施設はオフィスビルであることがほとんどであり、オフィスビルを学校用途の基準に合わせて改装する場合には莫大な費用がかかる。校地・校舎を自己所有できるほどの資金的余裕がある場合には、わざわざ借用施設で学校法人設立を目指すとは考えにくく、文部科学省のせっきくの規制緩和が、他省庁の法令のために、生かされない状態になっている。

⑧ ⑥・⑦に対する規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容

※ ⑥の規制等の廃止だけではなく、規制等の内容の具体的な変更や、新しい規制・制度の提案などを含みますが、できるだけ具体的に記述してください。

建築基準法で学生や生徒の安全を特に守るために、学校が「特殊建築物」に指定されていることは理解できる。しかしながら小学校、中学校、高校、大学、大学院等全てを一括りにして「学校」として厳しい規制を行うことには問題があると考えます。大学生は少なくとも18歳程度以上の大人であり、安全面や健康衛生上の基準について、6歳の小学校1年生と同様の規制は必要なく、オフィスビルと同等の条件を満たしていれば社会人と同様にその安全性や健康衛生面が守られると考えます。そのため、国家戦略特区指定地域内にある大学については、建築基準法上もオフィスビルの基準で可としていただきたい。具体例に提案する措置は以下のようなことである。

1. 建築基準法第28条、および建築基準法施行令第19条第3項

「教室の彩光有効面積が居室床面積の1/10以上必要」という基準を大学に関しては、特区内においてLEDライトなどで十分な明かりを取ることで代替可能としていただきたい。最近では仕事の後に夜大学に通う社会人大学生も増えており、また、先述したように、都心では隣接するビルとの距離が近いこと、プライバシーの問題から窓がある教室であっても、昼間でもブラインドを下げて授業をしているなど、この基準の意図が生かされない状況にある。育ち盛りの小学生に対してこのような基準が設けられるのは理解できるが、体もほぼ成長した大学生に教室の彩光（自然光）基準は必要ないと考えます。

2. 建築基準法第28条、および建築基準法施行令第20条第2項

必要有効換気量の基準を、大学に関してはオフィスビルと同等に下げてください。都心のオフィスビル基準を満たしていれば、大学生には十分であると考えられる。環境調査を定期的に行うことで、学生、教職員への影響がないことを確認することで代替させていただきます。

3. 建築基準法施行令第85条

積載荷重について、大学/大学院の場合はオフィスビル基準を満たしていれば問題ないと扱っていただきたい。

4. 建築基準法施行令第114条第2項

教室間相互を区画する壁、教室と避難経路（廊下・階段等）を区画する壁について、大学/大学院については、不燃性のパテーションでも可能としていただきたい。

⑨ ⑧の措置をした場合に想定される経済的社会的効果等

高等教育の国際化が叫ばれて久しく、国を挙げて「グローバル人材」育成を進めようとしている状況で、海外から優れた教育機関の誘致をすることは大切である。施設の問題だけで、それが妨げられることは日本にとって非常に不利益となる。

特区区域内で大学への建築基準法規制の緩和措置が行われれば、海外の大学が日本に進出する場合の非常に大きな壁である施設設備整備のハードルが一気に低くなり、海外大学の日本への進出を促すことができる。TUJのある港区をはじめ、東京の国家戦略特区区域内はすでに外国人居住者が非常に多く、外国人子弟の教育は、外国人のさらなる定住を促したり、外国からの投資を呼び込むためにも非常に重要なポイントとなる。TUJではすでに日本人・アメリカ人がそれぞれ40%、残り20%がそのほかの50~60カ国から入学しており、国際的な教育が実践されている。また、すでに特区区域内にある日本の大学と、TUJを含めた海外の大学との間で健全な競争が行われるようになれば、日本の高等教育の質の向上が見込まれ、外国人留学生の増加、国際的に通用するスキルを身につけた日本人学生の輩出に今後も継続的に貢献することができる。

以上

# 国家戦略特区における新たな措置に係る提案募集

① 提案者の氏名または団体名

テンプル大学ジャパンキャンパス

② 提案名

外国大学日本校への税制優遇措置付与による、教育の国際化推進

③ 事業の実施場所

現在指定されている国家戦略特区（6区域）内

④ 具体的な事業の実施場所

東京都港区南麻布2-8-12

⑤ 具体的な事業の実施内容

文部科学省から「外国大学日本校」の指定を受けた4年制のアメリカの大学として、アメリカのリベラルアーツ教育を実践し、国際社会で他国と対等に競争できるスキルを身につけた日本の若者を輩出するとともに、外国人学生を呼び込むことで、日本の経済及び社会の活性化を目指す。さらには、東京の外国人長期滞在者の子弟の教育を担うことで、外国人の住みやすい環境を整え、更なる外国人、外国企業の招致に貢献する。

⑥ ⑤の事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等

「外国大学日本校」という文部科学省の指定では、日本の法律上、大学と認められない。

⑦ ⑤の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容

※ ⑥による現行の規制が具体的にどのように障害となっているか記述してください。

テンプル大学ジャパンキャンパス（TUJ）は、アメリカの大学の日本校として30年以上の歴史を持ち、日本の高等教育の国際化に貢献してきたが、法的立場は有限会社であるため、税金優遇措置が受けられないことをはじめ、国の競争的資金への応募資格が無い、国の助成金が受けられない、折角の寄付金に対しても課税がなされる等、日本の私立大学校法人と比較すると様々な面で不利な状況に置かれている。2014年4月からの消費税増税はさらに大きな負担となっており、近い将来消費税が10%まで上がる可能性があることを考えると、このままの状態では運営して行くことには限界がある。学生納付金も一般的な日本の他の大学に比べると高額の水準にならざるを得ず、健全な競争が妨げられている。

⑧ ⑥・⑦に対する規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容

※ ⑥の規制等の廃止だけではなく、規制等の内容の具体的な変更や、新しい規制・制度の提案などを含みますが、できるだけ具体的に記述してください。

文部科学省の「外国大学日本校」の指定を受け、かつ特区区域にある大学については、私立大学法人与同等の税制優遇措置を実施する。

⑨ ⑧の措置をした場合に想定される経済的社会的効果等

高等教育の国際化が叫ばれて久しく、国を挙げて「グローバル人材」育成を進めようとしている状況で、海外から優れた教育機関の誘致をすることは重要である。

特区区域内で外国大学日本校への税制優遇措置が行われれば、海外の大学が日本に進出する場合のコストが大幅に下げられ、海外大学の日本への進出を促すことができる。TUJのある港区をはじめ、東京の国家戦略特区区域内はすでに外国人居住者が非常に多く、外国人子弟の教育は、外国人のさらなる定住を促したり、外国からの投資を呼び込むためにも非常に重要なポイントとなる。TUJではすでに日本人・アメリカ人がそれぞれ40%、残り20%がそのほかの50~60カ国から入学しており、国際的な教育が実践されている。また、すでに特区区域内にある日本の大学と、TUJを含めた海外の大学との間で健全な競争が行われるようになれば、日本の高等教育の質の向上が見込まれ、外国人留学生の増加、国際的に通用するスキルを身につけた日本人学生の輩出に今後継続的に貢献することできる。

1980年代に海外の大学が多数日本校を設立したが、ほとんどが今までに閉校している(4年制大学はTUJを除く全校が閉校)。これには、学生が海外大学の特性や必要とされる英語力について理解不足であったこともあるが、多くが会社組織として大学を運営していたため、入学者数の減少とともに税金の優遇措置などが受けられず、経営に行き詰ったという側面があった。今後外国大学日本校に税金優遇措置が認められれば、現在残る数少ない海外大学日本校の継続的運営が可能となると同時に、新たな海外大学の日本への(再)進出が見込まれる。韓国では、仁川経済自由区域仁川経済自由区域(Incheon Economic Free Zone)や松島グローバル大学キャンパス(Songdo Global University Campus)で、外国大学を誘致しており、外国大学には初期補助金制度がある。また、アラブ首長国連邦(UAE)のDubai International Academic Cityでは、外国大学が進出する場合には、100%の免税措置を与えている。カタールにおいても、進出してくる外国大学への税金優遇措置を行っている。また、日本の大学でアメリカに分校を持っている場合に、その分校は税金優遇措置を受けている。このように、他国が税金優遇措置を講じて外国の教育機関を積極的に誘致している中、日本の対応は遅れている。海外直接投資を増やすという経済面からも、国際的人材を育成するという社会的面からも、外国大学日本校に日本の私立大学と同等の税制上の優遇措置を付与することが有効だと考える。

以上

## 外国大学を受け入れてる他国の例

### 1. 韓国

仁川経済自由区域 (Inchon Economic Free Zone)  
松島グローバル大学キャンパス (Songdo Global University Campus)  
<http://www.sgu.or.kr/sgu/eng/main.htm>

外国大学への初期補助金制度がある。

2011年 State University of New York, Stony Brook 校  
(SUNY Korea として運営)  
2012年9月 George Mason University (Virginia, USA)  
2013年9月 Gent University (Belgium)  
2014年 University of Utah (USA)

### 2. アラブ首長国連邦 (UAE)

Dubai International Academic City (Free Zone for Higher Education)  
<http://www.diacedu.ae/>  
現在 21 (米英豪を含む 11 カ国) の外国大学が運営している。

100% 外資所有権を認める。(メインキャンパスが全てにおいて最終決定権を持つ)  
100% 免税。

(大学例一部)  
University of Phoenix (USA)  
Michigan State University Dubai (USA)  
University of Bradford (UK)  
University of Exeter (UK)  
Manchester Business School (UK)  
Middlesex University Dubai (UK)  
University of Wollongong in Dubai (Australia)  
Murdoch University Dubai (Australia)

Dubai International Academic City に参加している 21 の大学を含め、UAE には合計 37 の外国大学のキャンパスがある。

### 3. カタール

Education City in Qatar (所在地: Doha)  
<http://www.myeducationcity.com/>

1995年にカタール首長によって創設された、非営利組織、Qatar Foundation for Education, Science and Community Development (<http://www.qf.org.qa/home>) のイニシアチブで始まった。

参加大学 (全てアメリカの大学)

Virginia Commonwealth University School of the Arts in Qatar

Weill Cornell Medical College in Qatar

Texas A&M University at Qatar

Carnegie Mellon University in Qatar

Georgetown University School of Foreign Services in Qatar

Northwestern University in Qatar

Education City 外の外国大学キャンパス

University of Calgary (Canada)

College of North Atlantic (Canada)

Stenden University Qatar (Netherland)

教育分野への海外直接投資 (FDI) を促すため、税金優遇措置、海外からの設備投資の保護など、海外からの教育機関がカタールに進出するのに有利な FDI 政策を行っている。

#### 4. アメリカにある日本の大学分校例

Showa Boston (昭和女子大学)

[http://swu.ac.jp/international/inter\\_culture/inter\\_program/](http://swu.ac.jp/international/inter_culture/inter_program/)

Showa Boston の運営、財政、アカデミック面の全ての最終決定権は、日本の学校法人昭和女子大学理事会が持っている。

Mukogawa Fort Wright Institute (MFWI) (武庫川学院)

<http://www.mukogawa-u.ac.jp/~koho/mfwi/guide.htm>

両大学とも税金優遇措置を受けている。

<Tax Free Status 501C3>

An organization can be tax-exempted under section 501(c)(3) of the Internal Revenue Code if it is organized and operated exclusively for exempt purposes; charitable, religious, educational, scientific, literary, testing for public safety, fostering national or international amateur sports competition, and preventing cruelty to children or animals.